

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

職員等が旅行する場合に支給している宿泊料および食卓料を、より旅行の実態に応じた額に改めるため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県旅費支給条例の一部改正

内国旅行に係る宿泊料については1夜につき甲地の場合10,900円、乙地の場合9,800円に、食卓料については1夜につき2,200円に、それぞれ引き下げることとします。(第20条、別表第1関係)

(2) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

内国旅行に係る宿泊料および食卓料について、それぞれ次の額に引き下げることとします。(別表3、別表4条関係)

(ア) 知事の内国旅行に係る宿泊料については1夜につき甲地は14,800円、乙地は13,300円、食卓料については1夜につき3,000円

(イ) 副知事の内国旅行に係る宿泊料については1夜につき甲地は13,100円、乙地は11,800円、食卓料については1夜につき2,600円

(ウ) その他の特別職の職員の内国旅行に係る宿泊料については1夜につき甲地は10,900円、乙地は9,800円に、食卓料については1夜につき2,200円

(3) 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部改正

内国旅行に係る宿泊料については1夜につき9,800円に、食卓料については1夜につき2,200円に引き下げることとします。(別表関係)

(4) その他

ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(参考) 宿泊料の見直しの内容

	甲地	乙地
知事	16,500円 → 14,800円	14,900円 → 13,300円
副知事	14,800円 → 13,100円	13,300円 → 11,800円
その他の特別職	13,100円 → 10,900円	11,800円 → 9,800円
一般職	13,100円 → 10,900円	11,800円 → 9,800円

滋賀県旅費支給条例 新旧対照表

旧	新																
<p>第1条から第19条まで <略></p> <p>(食卓料)</p> <p>第20条 食卓料の額は、1夜につき<u>2,600円</u>とする。</p> <p>2 <略></p> <p>第21条から付則まで <略></p> <p>別表第1 (第19条、第21条、第22条、第25条、第26条関係)</p> <p>内国旅行の旅費</p> <p>1 宿泊料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲地</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1夜につき <u>13,100</u></td> </tr> <tr> <td>乙地</td> <td style="text-align: right;">同 <u>11,800</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <略></p> <p>2 移転料 <略></p> <p>別表第2 <略></p>	区分	金額	甲地	円		1夜につき <u>13,100</u>	乙地	同 <u>11,800</u>	<p>第1条から第19条まで <略></p> <p>(食卓料)</p> <p>第20条 食卓料の額は、1夜につき<u>2,200円</u>とする。</p> <p>2 <略></p> <p>第21条から付則まで <略></p> <p>別表第1 (第19条、第21条、第22条、第25条、第26条関係)</p> <p>内国旅行の旅費</p> <p>1 宿泊料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲地</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1夜につき <u>10,900</u></td> </tr> <tr> <td>乙地</td> <td style="text-align: right;">同 <u>9,800</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <略></p> <p>2 移転料 <略></p> <p>別表第2 <略></p>	区分	金額	甲地	円		1夜につき <u>10,900</u>	乙地	同 <u>9,800</u>
区分	金額																
甲地	円																
	1夜につき <u>13,100</u>																
乙地	同 <u>11,800</u>																
区分	金額																
甲地	円																
	1夜につき <u>10,900</u>																
乙地	同 <u>9,800</u>																

1から11まで <略>

(2) および (3) まで <略>

別表4 (第12条関係)

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地	乙地	
1等運賃	上級運賃	実費	37円	1,300円	13,100円	11,800円	2,600円

1および2 <略>

1から11まで <略>

(2) および (3) まで <略>

別表4 (第12条関係)

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地	乙地	
1等運賃	上級運賃	実費	37円	1,300円	10,900円	9,800円	2,200円

1および2 <略>

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例 新旧対照表

旧						新					
第1条 <略> (1) から (9) まで <略> (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第219条の3第2項の規定により出頭した関係人 (11) <略> 第2条から付則まで <略>						第1条 <略> (1) から (9) まで <略> (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第220条第2項の規定により出頭した関係人 (11) <略> 第2条から付則まで <略>					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
旅費額						旅費額					
鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1等運賃	上級運賃	円 37	円 1,300	円 11,800	円 2,600	1等運賃	上級運賃	円 37	円 1,300	円 9,800	円 2,200
備考 <略>						備考 <略>					